

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

Saga Social Insurance Association

社会保険 さが

さ  
が

8

No.750

〒840-0816佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階  
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377 <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>

葉月 August 2012



今月の記事

C O N T E N T S

●日本年金機構

- ・事業主の皆様へ  
70歳以上で在職している方は特別な届けが必要です ..... 2
- 老齢厚生年金の加給年金について ..... 3

●全国健康保険協会 佐賀支部

- ・仕事中や通勤途中のケガには健康保険は使えません! ..... 4~5

●佐賀県社会保険協会

- ・平成24年度 社会保険事務講習会開催のごあんない ..... 6
- ・第4回カラダ・プラス1(ワン)登録受付中!! ..... 7
- 年金相談窓口開設等のご案内 ..... 8
- 一般的な年金相談に関するお問い合わせは ..... 8

●社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

職場内で回覧しましょう。

## 事業主の皆様へ



# 70歳以上で在職している方は 特別な届が必要です



平成19年4月から70歳以上の方にも厚生年金の在職老齢年金制度を適用することとなつたため必要な届になります。75歳以上の健康保険に加入していない方であつても届出が必要ですのでご注意ください。

### 届出が必要な対象者

### 次の要件すべてに該当する方

- 昭和12年4月2日以降にお生まれの方であつて70歳以上の方
- 厚生年金保険の加入事業所にお勤めの方であつて、勤務日数及び勤務時間がそれぞれ一般従業員の概ね4分の3以上の方（いわゆる社会保険に加入すべき勤務条件の方）
- 過去に厚生年金保険の加入期間がある方

## 70歳以上被用者 該当・不該当届

### ○該当届

対象者を新たに雇用したときや、70歳未満の厚生年金保険の加入者が70歳になられ、引き続き雇用されるときに提出してください。

なお、70歳になられ、引き続き雇用される場合は、「厚生年金保険被保険者資格喪失届」も同時に提出してください。

### ○不該当届

対象者が退職または死亡したときに提出してください。

なお、対象者が健康保険の加入者である場合は、「健康保険被保険者資格喪失届」も同時に提出してください。

## 70歳以上被用者 算定基礎・月額変更・賞与支払届

### ○算定基礎届

7月1日現在、70歳以上の方は、実際に4月・5月・6月に受けた報酬等を記載し、提出してください。

### ○月額変更届

固定的賃金が変動した月以降3ヶ月間の報酬の平均額を計算して、標準報酬月額相当額が2等級以上変わったときに提出してください。

### ○賞与支払届

70歳以上の方に賞与を支給したときに提出してください。



## 老齢厚生年金の加給年金について

老齢厚生年金受給権者で、厚生年金保険の被保険者期間が20年以上ある方または中高齢の資格期間の短縮の特例を受ける方が、定額部分支給開始年齢に達した時点(定額部分が発生しない方の場合は65歳に到達した時)に、その方に生計を維持されている下記の対象者がいる場合に支給されます。

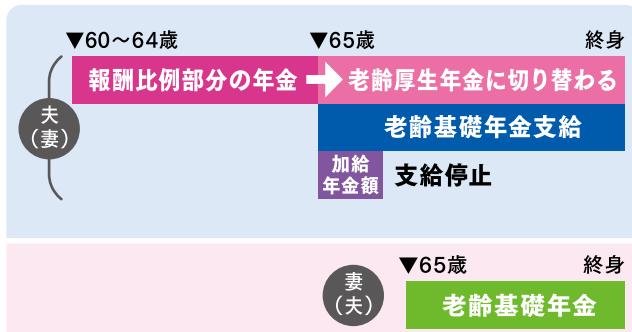
### 昭和24年(女性は29年)4月1日以前に生まれた方の場合

加給年金額が併せて支給されるのは定額部分の年金が支給される時点から、配偶者が65歳になるまで。または、配偶者自身が老齢厚生年金等(20年以上厚生年金保険に加入)を受けられるようになるまでの間です。



### 昭和24年(女性は29年)4月2日以後に生まれた方の場合

加給年金額が支給されるのは老齢基礎年金が支給される65歳から配偶者が65歳になるまでの間です。



対象者	加給年金額	年齢制限
配偶者	<b>226,300円※</b>	65歳未満であること(大正15年4月1日以前に生まれた配偶者には年齢制限はありません)
1人目・2人目の子	<b>各226,300円※</b>	18歳到達年度の末日までの間の子、または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子
3人目以降の子	<b>各75,400円※</b>	

※老齢厚生年金を受けている方の生年月日に応じて、配偶者の加給年金額に33,300円～166,900円が特別加算されます。

#### ご注意

配偶者が老齢(退職)年金(加入期間20年以上または中高齢の資格期間の短縮の特例の場合に限る)または障害年金を受けられる間は、配偶者加給年金額は支給停止されます。

加給年金対象配偶者が年金の請求が遅くなりますと、加給年金の停止が間に合わず、過払い金が発生し、返納していただく場合がありますので、ご注意ください。



# 仕事中や通勤中のケガには 健康保険は使えません！



## 1 仕事中や通勤中のケガは、健康保険の対象外（労災保険の対象）です。

仕事中や通勤中のケガは、労災保険の給付対象となりますので、健康保険を使用することができません。（※このことは法律で定められています）

※健康保険法 第1条 目的

この法律は、労働者の業務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産及びその被扶養者の疾病、負傷、死亡又は出産に関する保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

つまり、仕事中や通勤中のケガの治療については、負傷された方ご自身（又は会社）が、労災保険と健康保険のどちらを使用するか選択することはできず、必ず労災保険へ手続きを行っていただくことになります。

## 2 誤って健康保険を使用した場合は…

もし、誤って健康保険を使用した場合は、次のいずれかを必ず行わなければなりません。

- ①全国健康保険協会（以下「協会けんぽ」）が負担している医療費（7割～9割）を協会けんぽに返納してから労災保険へ請求する手続き
- ②医療機関において労災保険に切替する手続き（医療機関において切替できない場合もあります。その場合は①の手続きが必要です。）

特に①の手続きは、一時的に全額自費扱いとなるため、負傷された方ご自身にとって大きな負担になります。そのため、医療機関で受診される際には負傷した原因を詳しく伝え、最初から労災保険扱いで診療を受けていただくようご注意ください。

## 3 負傷原因の照会

協会けんぽでは健康保険を使用してケガの治療をされた場合、仕事中や通勤途中、または第三者行為によるケガではないかなどを判断するために、加入者様へ負傷原因を文書（「負傷原因届」）で照会させていただくことがあります。お手数ですが、照会があつた際には必ずご回答くださいますようお願いいたします。

よくあるご相談



## Case 1 損害保険会社から「健康保険を使用してください」と言わされたのですが…。

交通事故などで損害保険会社に相談した際に、「健康保険を使用してください」と言われることがあります。これは損害保険会社が今回のケガを「業務外のケガ」として判断しているためです。損害保険会社に相談される際には、必ず「業務上または通勤途中のケガ」である旨を伝えて健康保険を使用しないようご注意ください。

## Case 2 パート・アルバイト勤務だから労災保険に加入していないのですが…。

労災保険における労働者とは、「職業の種類を問わず、事業に使用される者で、賃金を支払われる者」をいいます。したがって、労働者であれば、アルバイトやパートタイマー等の雇用形態は関係ありません。業務災害又は通勤災害が発生したときに適用事業所に使用されていれば、権利が生じることになります。

また、一定期間以上継続して使用されていたかどうかは関係ありません。

## Case 3 軽いケガまたは自損事故だから健康保険を使用していいですか。

ケガの程度、自損行為による交通事故、相手のいる交通事故などの違いで健康保険を使用できるかどうかは関係ありません。

「仕事中または通勤途中のケガ」であれば、軽いケガの治療などであっても健康保険を使用することはできません。



仕事中または通勤途中以外で、交通事故など第三者の行為によってケガをしたときに健康保険を使用する場合は、協会けんぽへすみやかな連絡・届出（「第三者の行為による傷病届」）が必要です。すぐに提出できないときでも、まずはお電話ください。ご案内と用紙の送付をいたします。

### 【労災保険に加入できない法人の代表者等の場合】

労災保険に加入できない法人の代表者等である方（労災保険法上の労働者以外の方）が仕事中に負傷された場合、「労災保険対象外であるから健康保険が使用できる」ということにはなりません。原則として、全額を事業所等で負担いただくことになります。（労災保険に特別加入していて労災保険から給付が受けられる場合を除く）

特例的に、「被保険者数5人未満の適用事業所に所属する法人の代表者等であって、一般従業員と著しく異なるような労務に従事している方」の場合のみ、健康保険で治療を受けることができるようになっています。ただし、傷病手当金は支給されません。  
※通勤中のケガの場合は、労災保険に加入できない法人の代表者等であれば、健康保険から給付を受けることができます。  
(労災保険に特別加入していて労災保険から給付が受けられる場合を除く)

〒840-8560 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル2階

**全国健康保険協会 佐賀支部**  
協会けんぽ

**TEL 0952-27-0611**

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

協会けんぽ 佐賀

検索

毎月2回メールマガジンを配信しています。詳細はホームページをご覧ください。



平成  
24  
年度

## 社会保険事務講習会開催のごあんない

### 『出産・育児・介護に関する 社会保険及び雇用保険』

出産・育児・介護休業に関する  
手続き及び給付等の講習。

地区 平成24年 会場

**武 雄:8月20日(月)** 武雄市文化会館

**佐 賀:8月22日(水)** アバンセ

**伊万里:8月27日(月)** 伊万里市民センター

**鳥 栖:8月29日(水)** サンメッセ鳥栖

講師●社会保険労務士

### 『協会けんぽの 健康保険に関する講習』

健康保険のしくみや給付、  
任意継続に関する講習。

地区 平成24年 会場

**鳥 栖:9月12日(水)** サンメッセ鳥栖

**武 雄:9月13日(木)** 武雄市文化会館

**伊万里:9月18日(火)** 伊万里市民センター

**佐 賀:9月19日(水)** アバンセ

講師●全国健康保険協会佐賀支部職員

●実施期間 各会場共通:13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

**募集定員 佐賀・武雄50名 鳥栖・伊万里30名(定員になり次第締め切ります)**

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

**対象者**

事業所の社会保険事務担当者

**参加費**

**会員事業所は無料** ( 但し、平成24年度社会保険協会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします )

**申込方法**

下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

**お申込み  
お問合せ**

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

**TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377**

-----<キリトリ線>-----

### 社会保険事務講習会 参加申込書



おわかりになる範囲で結構です。

整 理 番 号						
参加希望会場日時	( 佐賀 ・ 鳥栖 ・ 武雄 ・ 伊万里 ) 会場 ／ 平成 年 月 日( )					
参 加 者 氏 名(2名まで)						
事 業 所 名						
事 業 所 所 在 地	〒 _____					
事業所電話番号 ( )						
分からぬ部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。						

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。



運動実施期間 ▶ 2012年9月1日～11月30日

### 健康づくり企画カラダ・プラス 1(ワン)とは

現代人の生活は、仕事が忙しく暇がないなど運動不足になりがちです。『カラダ・プラス 1』は、ウォーキングなどを日常生活に取り入れ、生活習慣病やメタボリックシンドロームを予防することを目的としています。

日々の運動は、皆さんを快適な生活に導いてくれます。ぜひ、ご家族、職場の皆さん、と一緒に参加ください。

### イベント内容

参加されている皆様に、以下の運動項目の中から選んで、日々運動していただき、運動したらPCまたは携帯の専用サイトに自分のエントリー番号を入力し、運動した項目を選択します。最後に送信ボタンを押してください（送信は1日1回のみです）。

日々継続していただき、運動した日数の合計が多い順に、ニックネームにてランキングします。

**運動した報告を送信できるのは、1日1回のみです。**

**運動した日は必ず当日中に送信ください。**

#### 運動項目

- 1. 階段昇降 (10分)
- 2. ウォーキング (20分)
- 3. ラジオ体操 (18分)
- 4. なわとび (8分)
- 5. 筋力トレーニング [スクワット、ヒップエクステンション、腕立て伏せ、クランチ (腹筋)] (20分)
- 6. 自転車通勤 (15分)
- 7. ジョギング (10分)

### 運動実施期間

2012  
09/01

10/01

11/01

11/30

**2012年9月1日～11月30日の3ヵ月間。**

ゴール日までの合計日数上位者（頑張った人）には粗品進呈。期間中でも登録可能です。（ただし、9月30日まで。）

### 登録期間

2012年

**8月1日～9月30日**

(2012年9月1日～11月30日はイベント期間中)

### 参加条件

- 会員事業所に勤務する被保険者およびその家族。
- パソコンまたは携帯電話をお持ちの方。
- 参加費は無料。
- イベントエントリーしていただきます。

### 参加の流れ（ご家族、職場の皆さん、ぜひご一緒に参加ください）

**1** パソコンまたは携帯電話より  
入力フォームにて参加登録。

**2** 協会より登録された方に  
エントリー番号を発行します。

**3** 日々運動をされたら、運動項目  
から1つ以上選択、エントリー  
番号を入力し、送信します。

パソコンでアクセスされる方は <http://www.syahokyō-saga.or.jp/> にアクセスして頂き、該当のバナーをクリックしてください。

携帯でアクセスされる方は右に表示されたQRコードを読み取ってアクセスしてください。  
直接入力フォームにアクセスできます。



**一般財団法人 佐賀県社会保険協会**

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階  
TEL:0952-26-3171 FAX:0952-26-3377

佐賀県社会保険協会

検索

<http://www.syahokyō-saga.or.jp/>

### 運動項目による 消費カロリーについて

階段昇降 (10分)	
体重	消費カロリー
50kg	315kcal
65kg	410kcal

- ケリーケン 1個 100gで 約305kcal
- あんパン 1個 140gで 約392kcal

ウォーキング (20分)	
体重	消費カロリー
50kg	158kcal
65kg	205kcal

- 内巻 1個 60gで 約151kcal
- ごはん 茶碗1.2杯分で 約191kcal

ラジオ体操 (18分)	
体重	消費カロリー
50kg	184kcal
65kg	239kcal

- ケーキドーナツ 1個 50gで 約188kcal
- 大福餅 1個 100gで 約235kcal

なわとび (8分)	
体重	消費カロリー
50kg	420kcal
65kg	546kcal

- プライドボート 22.1gで 約420kcal
- ポテチップス 1袋 100gで 約555kcal

筋力トレーニング (20分)	
体重	消費カロリー
50kg	158kcal
65kg	205kcal

- ピマケット 5粒 35gで 約160kcal
- サブレ 2枚 40gで 約186kcal

自転車通勤 (15分)	
体重	消費カロリー
50kg	210kcal
65kg	273kcal

- ピマケット 5粒 35gで 約160kcal
- サブレ 2枚 40gで 約186kcal

ジョギング (10分)	
体重	消費カロリー
50kg	315kcal
65kg	410kcal

- アイスクリーム 1個 150gで 約315kcal
- ピザ1枚 1個 9.1gで 約386kcal

## 平成24年9月 相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 <small>延長相談 19時まで</small>	4 <small>鹿島市民会館 (予約)</small>	5 <small>多久市役所 (予約)</small>	6 <small>鳥栖市役所 (予約)</small>	7 <small>伊万里市役所 (予約)</small>	8 <small>年金事務所 休日相談日</small>
9	10 <small>延長相談 19時まで</small>	11 <small>基山町役場 (予約)</small>	12 <small>有田町役場 東庁舎 (予約)</small>	13 <small>鳥栖市役所 (予約)</small>	14 <small>伊万里市役所 (予約)</small>	15
16	17 <small>鹿島市民会館 (予約) 年金事務所 延長相談</small>	18 <small>多久市役所 (予約)</small>	19 <small>鳥栖市役所 (予約)</small>	20 <small>伊万里市役所 (予約)</small>	21 <small>伊万里市役所 (予約)</small>	22
23/30	24 <small>延長相談 19時まで</small>	25 <small>基山町役場 (予約)</small>	26 <small>有田町役場 本庁舎 (予約)</small>	27 <small>鳥栖市役所 (予約)</small>	28 <small>伊万里市役所 (予約)</small>	29

年金相談の  
時間延長

週初めの開所日  
17:15~19:00

年金事務所  
休日相談日

県内年金事務所の  
休日相談日  
受付時間 9:30~16:00

※唐津・武雄年金事務所は、第2土曜日の休日相談については完全予約制です。

## 出張相談 予 約 制 相談時間 10:00▶15:00

出張相談所	予約申込先
鳥栖市役所 多久市役所 基山町役場	佐賀年金事務所 0952-31-4191
伊万里市役所	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 有田町役場 本庁舎	有田町役場 住民環境課 国民年金係 0955-46-2114

※年金事務所での予約による年金相談も受け付けております。  
※希望される日の前日までにお申し込みください。

- 佐賀年金事務所……………☎0952-31-4191
- 唐津年金事務所……………☎0955-72-5161
- 武雄年金事務所……………☎0954-23-0121

ご案内 街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)  
平成24年10月1日(月)オープン決定  
※詳細は、9月号でお知らせします。

## 一般的な年金相談に関するお問い合わせは――

『ねんきんダイヤル』**0570-05-1165**(ナビダイヤル)へ!



050または070から始まる電話でおかけになる場合は  
**03-6700-1165**にお電話ください。

### 受付時間

- 月曜日 8:30 ~ 19:00
- 火~金曜日 8:30 ~ 17:15
- 第2土曜日 9:30 ~ 16:00

●月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に19:00まで相談をお受けします。

●祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。

お問い合わせの  
際は、**基礎年金番号**が  
わかるものを  
ご用意ください。



- ナビダイヤルは、一般的な固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般的な固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6700-1165」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後(5日程度)は、電話がつながりにくくなっています。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっていますので、どうぞご利用ください。

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

平成24年8月分保険料の納付期限は**平成24年10月1日(月)**です。

ご注意  
ください

※平成24年8月分の社会保険料計算に係る届書は**9月6日(木)**までに到着するようお届けください。  
その後に到着した場合は平成24年8月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。